

## 議案第 3 号

白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、白井市こども発達センターで児童福祉法に基づく児童発達支援センターの業務を行うため、条例の一部を改正するものです。

白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第5条第17項」を「第5条第19項」に、「同条第20項」を「同条第22項」に、「同条第21項」を「同条第23項」に、「）及び」を「）並びに」に改め、同条第4号中「及び同条第4項」を「（以下「児童発達支援」という。）」、同条第6項」に、「放課後等デイサービス」及び「児童発達支援等」を「保育所等訪問支援」に、「並びに同条第7項」を「、同条第8項」に、「及び同条第8項」を「、同条第9項」に改める。

第4条第1項第4号中「児童発達支援等」を「児童発達支援及び保育所等訪問支援」に改める。

第14条の表こども発達センターの項中「児童発達支援等」を「児童発達支援」に、「午後4時」を「午後3時」に改める。

第16条第1項第2号中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（同条第4号中「及び同条第4項」を「（以下「児童発達支援」という。）」、同条第6項」に、「放課後等デイサービス」及び「児童発達支援等」を「保育所等訪問支援」に改める部分を除く。）及び第16条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第3号資料

○白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第19号）新旧対照表

改正案	現行																		
(略)	(略)																		
(事業)	(事業)																		
<b>第3条 (略)</b>	<b>第3条 (略)</b>																		
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)																		
(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。） <u>第5条第19項に規定する基本相談支援、同条第22項に規定するサービス利用支援、同条第23項に規定する継続サービス利用支援及び同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち同項第9号に規定する事業</u> （以下「障害者デイサービス」という。） <u>並びに</u> 身体障害者の支援に関する事業	(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。） <u>第5条第17項に規定する基本相談支援、同条第20項に規定するサービス利用支援、同条第21項に規定する継続サービス利用支援及び同法第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち同項第9号に規定する事業</u> （以下「障害者デイサービス」という。） <u>及び</u> 身体障害者の支援に関する事業																		
(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する <u>児童発達支援</u> （以下「 <u>児童発達支援</u> 」という。）、 <u>同条第6項に規定する保育所等訪問支援</u> （以下「 <u>保育所等訪問支援</u> 」という。）、 <u>同条第8項</u> に規定する障害児支援利用援助、 <u>同条第9項</u> に規定する継続障害児支援利用援助その他発達に障害のある児童の支援に関する事業	(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する <u>児童発達支援及び同条第4項</u> に規定する <u>放課後等デイサービス</u> （以下「 <u>児童発達支援等</u> 」という。） <u>並びに</u> 同条第7項に規定する障害児支援利用援助及び同条第8項に規定する継続障害児支援利用援助その他発達に障害のある児童の支援に関する事業																		
(5) (略)	(5) (略)																		
(施設及び利用できるものの範囲)	(施設及び利用できるものの範囲)																		
<b>第4条 (略)</b>	<b>第4条 (略)</b>																		
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)																		
(4) 白井市子ども発達センター（以下「 <u>子ども発達センター</u> 」という。）市内に住所を有する発達に障害のある児童及びその保護者（ <u>児童発達支援及び保育所等訪問支援</u> にあつては、児童福祉法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けている障害のある児童及びその保護者に限る。）	(4) 白井市子ども発達センター（以下「 <u>子ども発達センター</u> 」という。）市内に住所を有する発達に障害のある児童及びその保護者（ <u>児童発達支援等</u> にあつては、児童福祉法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けている障害のある児童及びその保護者に限る。）																		
2 (略)	2 (略)																		
(略)	(略)																		
(開所時間及び休所日)	(開所時間及び休所日)																		
<b>第14条 (略)</b>	<b>第14条 (略)</b>																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設の名称</th> <th style="width: 40%;">開所時間</th> <th style="width: 40%;">休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>子ども発達センター</td> <td>午前8時30分から午後5時まで（<u>児童発達支援</u>にあつては午前9時から午後3時まで、発達及び療育についての相談にあつては午前9時から午後5時まで）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	開所時間	休所日	(略)			子ども発達センター	午前8時30分から午後5時まで（ <u>児童発達支援</u> にあつては午前9時から午後3時まで、発達及び療育についての相談にあつては午前9時から午後5時まで）	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設の名称</th> <th style="width: 40%;">開所時間</th> <th style="width: 40%;">休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>子ども発達センター</td> <td>午前8時30分から午後5時まで（<u>児童発達支援等</u>にあつては午前9時から午後4時まで、発達及び療育についての相談にあつては午前9時から午後5時まで）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	開所時間	休所日	(略)			子ども発達センター	午前8時30分から午後5時まで（ <u>児童発達支援等</u> にあつては午前9時から午後4時まで、発達及び療育についての相談にあつては午前9時から午後5時まで）	(略)
施設の名称	開所時間	休所日																	
(略)																			
子ども発達センター	午前8時30分から午後5時まで（ <u>児童発達支援</u> にあつては午前9時から午後3時まで、発達及び療育についての相談にあつては午前9時から午後5時まで）	(略)																	
施設の名称	開所時間	休所日																	
(略)																			
子ども発達センター	午前8時30分から午後5時まで（ <u>児童発達支援等</u> にあつては午前9時から午後4時まで、発達及び療育についての相談にあつては午前9時から午後5時まで）	(略)																	
(略)	(略)																		
(使用料の減免)	(使用料の減免)																		

第16条 (略)

(1) (略)

(2) 児童福祉法 第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において、療育手帳の交付を受けた者

(3) (略)

2 (略)

(略)

第16条 (略)

(1) (略)

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において、療育手帳の交付を受けた者

(3) (略)

2 (略)

(略)